

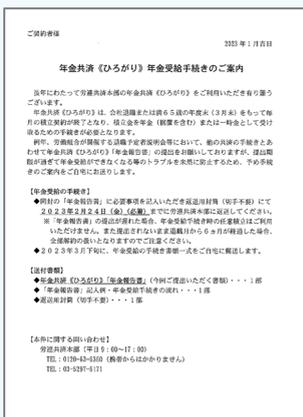
満65歳契約者への年金受給手続き案内について

年金共済〈ひろがり〉は、会社退職または満65歳の年度末（3月末）をもって毎月の積立契約が終了するため、積立金を年金（据置を含む）または一時金として受け取るための手続きが必要となります。

例年、労働組合が実施する退職予定者説明会等において、他の共済の手続きとあわせて「年金報告書」の提出をお願いしていますが、提出期限が過ぎて年金受給ができなくなる等のトラブルを未然に防止するため、**2023年1月10日（火）**より満65歳契約者に対し、年金受給手続きの案内書類を自宅に送付し、「年金報告書」を提出・返送いただくよう周知・対応することとします。

送付書類

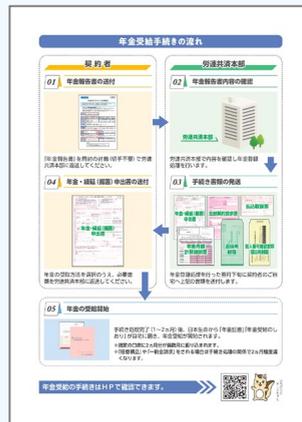
「年金受給手続きのご案内」文書



「年金報告書」記入例 / 年金受給手続きの流れ（両面刷）



（表面）



（裏面）

年金共済《ひろがり》「年金報告書」（新様式）



返信用封筒（切手不要）



「年金報告書」の提出・返送

■年金共済《ひろがり》「年金報告書」に必要事項を記入し、退職月までに返信用封筒（切手不要）にて労連共済本部へ返送してください。

※退職月までに「年金報告書」が提出されない場合、退職時の任意積立が利用できなくなります。また提出されないまま退職月から6カ月が経過した場合、「全部解約」（全額一時金）の扱いとなりますので注意してください。

■「年金報告書」は、組合等が実施する退職予定者説明会等において配布されますが、今回のご案内により既に労連共済本部に「年金報告書」を提出済みの場合、重複しての提出は必要ありません。

■労連共済本部で「年金報告書」を受け付け処理した翌月下旬に、労連共済本部から年金受給のために必要な手続き書類一式を郵送します。